

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、生活困窮者の市民税や国保料の滞納に市はどう対応するのか。</p> <p>【質問趣旨】 今年度から債権管理条例が実施されるが、税をはじめとし、手数料などの滞納への収納のアップだけではなく、生活の再建にも目を向ける必要がある。</p> <p>市は、これらをどう考えて、対応されるのか伺う。</p>	<p>(1) 給食費などの私債権は裁判をおこすことによって議案とされてきたが、現在一部は報告でよしとされている。このように私債権に対する取り扱いも変化したが、生活困窮者への対応はどうか。</p> <p>(2) 続いて非強制徴収公債権として、し尿汲み取り料について伺う。この問題についても生活困窮者への対応はどのようなか。</p> <p>(3) 債権の放棄はされるものの、それが生活困窮者に対してはどのように対応されるのか伺う。</p>	<p>① 私債権とされる給食費については、滞納の解決には裁判によることとされています。それでは、平成29・30年度の給食費の滞納額は増加していますが、この理由は何か。またどのように働きかけをされてきたか。</p> <p>② 2年間で不納欠損の事例はどれ程か。(件数と額)</p> <p>③ 本人の資産や支払い能力についての調査は、どのようにされていたのか。</p> <p>④ 新たな債権管理条例の下、債権の放棄(不納欠損)は誰がどのように判断するのか。</p> <p>⑤ また生活困窮世帯については対象とされるのか。</p> <p>① 滞納者にどのような働きかけがされたか。</p> <p>② 2年間で不納欠損とされた事例はどのようなケースか。それは誰が判断をされたか。</p> <p>③ 今回、前の給食費と同様、債権放棄ができるとされるが、誰がどのように判断をするのか。</p> <p>④ 本人の資産など、どのように調査し、またプライバシーをどう守るか。</p> <p>⑤ 生活困窮者などの対応はどのようにされているか。</p> <p>① 滞納者の中には、生活困窮の事例として、行政に係わる多くの滞納が重なる場合もあるが、各種の滞納が重なっている世帯については、その生活実態を把握し、その対応を考えるべきではないか。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	<p>(4) 野洲市の事例「ようこそ滞納いただきました。」から瀬戸市は何を学ぶのか。</p> <p>生活困窮者への対応について伺う。現行の組織で対応するか。また、新しい組織を創設し、生活困窮者への対応をすべきと考えるが、どうか。</p>	<p>② また、今回、各課における債権管理台帳が作成定されるが、個人の滞納の全体の把握については、どのようにされるのか。また、併せて個人のプライバシーはどう守られるのか伺う。対応する課の中でまた、他の滞納状況を調べるなどで、どのように個人のプライバシーが守られるのか。</p> <p>③ また、複数の滞納については全体を把握する統括責任者を置き、公平な徴収が必要と考えるがどうか。</p> <p>① 市としても福祉総合相談窓口では、税や各種手数料などの滞納問題での相談も受けられ、税務課では、減免制度の活用をすすめておられます。それ以外の滞納状況の全体を把握することが必要と考えるがどうか。</p> <p>② 併せて、全ての滞納の全体像を把握し、生活力に応じた支払い方を統括する担当者または組織が必要と考えるがどうか。滞納の相談をうける福祉総合相談窓口はどう考えるか。</p> <p>③ また、生活困窮者になった背景にある原因についても行政として掴み、その解決のための行政としての支援について対応がされている（会計のやり繰りの指導はボランティアさんなど）瀬戸市も検討すべきではないか。</p> <p>④ このように野洲市からも学びながら、生活困窮者の相談の充実のため、相談窓口業務の充実または、対応する組織などの創設をすべきではないか。</p> <p>⑤ 瀬戸市の現状では、私債権や非強制債権の滞納者または、その他の案件について、生活困窮者は対象とされないのか。債務の放棄まで対応していることから、行政として今後、生活困窮者への対応を検討すべきではないか。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	<p>(5) 国民健康保険料の滞納問題は、均等割、平等割などの国保料金の制度に原因があると考えます。</p> <p>ところが現在、滞納者へは資格証明書や短期保険証が使われていますが、本来は国や自治体として、市民の医療を受ける権利をどう守るかが問われていると考えるものです。そこで伺います。</p>	<p>① 横浜市は2017年の資格証発行ゼロに続いて、2019年8月には、いよいよ短期保険証の発行がゼロとなりました。このように本来は、住民の医療権を守るのが、国保制度であることから、滞納で保険証を渡さないとする理由は、あたらないと考えるがどうか。</p> <p>② 資格証や短期保険証では、本来病院に行けば助かる命を短くすることになりかねない。このような制裁的措置としての資格証や短期証などは、市民の医療の受給権の侵害になり横浜市の事例にならって取りやめるべきではないのか</p> <p>③ 国会の答弁でも厚労省は、(2008年)「滞納者の特別な事情を確認することなく、資格証明書の発行は考えていない」 「(短期証の交付は) 申し出のあることのみが要件である。滞納金の一部納付は必要ない。」と答弁しており、現行の措置こそ問題と考えるがどうか。</p> <p>④ また、滞納の相談に来ないという理由で窓口留め置き保険証については、実質市民の無保険者を毎年、作り出していることになり問題と考える。 無条件で保険証を渡すべきと考えるがどうか。先の資格証や短期保険証についても取りやめ、一般の保険証を本人に手渡すべきと考えるがどうか。</p> <p>⑤ また併せて、所得の低い方が加入している国保制度の安定化こそ重要です。国保の県単位化にあたり、全国の知事会は1兆円の国の補助を求めたが、実質3分の1の3000億円にとどまっている。国に対して適正な額の申し入れをすべきと考えるが、どうか。</p>

(3ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑥ 市としても均等割、平等割のように子どもにまで、保険料を負荷する方法を改め、その分は国や自治体の助成により、誰もが払いやすい国保料とすべきと考えるがどうか。また、応能、応益の割合なども考えるべきと思うがどうか。</p> <p>⑦ また、生活困窮者については、滞納分についての対応や、執行の停止処分なども考え、資力に応じた保険料にすべきと考えるがどうか。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。